

令和8年度 簡易水道水質検査計画

福井市上下水道局事業部 簡易水道課

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の製造から給水までの水質管理を行う上で重要なものです。

水道により供給される水は、水源から給水栓(蛇口)に至るまでに多くの過程を経て送られているため、各過程に応じた項目を測定する必要があります。さらに、各水質項目は、施設の稼働状況による変動や天候等による日変動、季節変動などで変化しますが、その変化は運転管理に重大な影響を与えるため、各項目の定期的な検査はとても重要なものとなります。

簡易水道水質検査計画(以下「水質検査計画」という。)は、福井市美山地区及び越廼地区に点在する公営の簡易水道及び飲料水供給施設(以下「簡易水道等」という)における水道水の安全確保を目的として、適正な水質管理を行うために水質検査項目や水質変動も考慮した採水場所及び検査回数など、具体的な検査内容を定めたものです。さらには、この「水質検査計画」や「検査結果」を市民の皆さんに広くお知らせすることにより、皆さんが水道水の安全を確認し、安心して飲んでいただけることを目的とするものです。

水質検査計画の内容

- 1 水質検査計画の基本方針
- 2 簡易水道等の概要
- 3 採水場所
- 4 水質検査の項目と検査回数
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表

1 水質検査計画の基本方針

本市における簡易水道等は、美山地区に24 箇所、越廼地区に5箇所あります。井戸や湧水等の水源から取水した水をろ過や塩素滅菌等の浄水処理を行い、各家庭に供給しています。

供給する水が水質基準に適合し、安全であることを確認するため、水道法で義務付けられる採水場所、検査項目及び検査回数等を定め水質検査を実施します。

2 簡易水道等の概要

(1)給水状況

地区	給水区域内人口	給水人口	普及率
美山地区	3, 340人	2, 870人	85. 9%
越廼地区	907人	904人	99. 7%
合計	4, 247人	3, 774人	88. 9%

※R7.3.31 現在

(2)施設概要

■美山地区施設一覧

水道施設名	水源区分	浄水方法	水道施設名	水源区分	浄水方法
下宇坂			上宇坂		
下宇坂地区簡易水道 〔三万谷・田尻・市波・奈良瀬〕	湧水 浅井戸	塩素滅菌	上宇坂第二地区簡易水道 〔椗谷・朝谷・美山・境寺・品ヶ瀬〕	湧水	膜ろ過 塩素滅菌
下宇坂第二地区簡易水道 〔宇坂大谷・高田・福島・大久保・瀬ヶ口・小和清水〕	深井戸	急速ろ過 塩素滅菌	上宇坂第一地区簡易水道 〔蔵作・小宇坂・小宇坂島〕	湧水	塩素滅菌
宇坂別所地区簡易水道	湧水	塩素滅菌	東天田地区簡易水道	湧水	塩素滅菌
			西天田地区飲料水供給施設	深井戸	塩素滅菌
羽生			芦見		
間戸地区簡易水道	湧水	塩素滅菌	下吉山地区飲料水供給施設	湧水	塩素滅菌
下薬師地区簡易水道	表流水	緩速ろ過 塩素滅菌	上吉山地区飲料水供給施設	深井戸	塩素滅菌
大宮・縫原地区簡易水道	深井戸	塩素滅菌	美山大谷地区飲料水供給施設	湧水	塩素滅菌
南西俣地区簡易水道	湧水	塩素滅菌	西中地区飲料水供給施設	浅井戸	塩素滅菌
上薬師地区飲料水供給施設	深井戸	塩素滅菌	血谷地区飲料水供給施設	湧水	塩素滅菌
南宮地区飲料水供給施設	深井戸	塩素滅菌	上味見		
東俣地区飲料水供給施設	深井戸	塩素滅菌	上味見地区簡易水道 〔中手・南野津又・小当見〕	深井戸 湧水	塩素滅菌
下味見			神当部地区簡易水道	湧水	塩素滅菌
下味見地区簡易水道 〔折立・横越・東河原・西河原〕	表流水 深井戸	膜ろ過 塩素滅菌	味見河内地区簡易水道	湧水	塩素滅菌
			西市布地区飲料水供給施設	表流水	塩素滅菌

■越過地区施設一覧

水道施設名	水源区分	浄水方法	水道施設名	水源区分	浄水方法
北部簡易水道 〔蒲生・柴崎・大味〕	浅井戸 深井戸	塩素滅菌	居倉地区簡易水道	湧水	急速ろ過 塩素滅菌
浜北山地区飲料水供給施設	湧水	膜ろ過 塩素滅菌	城有地区簡易水道	湧水	塩素滅菌
			八ツ俣地区飲料水供給施設	表流水	緩速ろ過 塩素滅菌

3 採水場所

水道法に基づく定期水質検査は、当該施設給水区域内に水の採取場所を 5 ページ 別表 1 「採水場所一覧表」のとおり設けます。

4 水質検査項目と検査回数

水道法にて検査が義務づけられている水質検査項目^{※1}と検査回数は、6 ページ別表 2「水質検査実施一覧表」のとおりです。

(1)給水栓における水質検査項目と検査回数

ア 水質検査項目

別表 2「水質検査実施一覧表」における毎日検査項目(以下「毎日検査項目」という。)について 3 項目の水質検査を行います。

また、別表 2「水質検査実施一覧表」における水質基準項目(以下「水質基準項目」という。)の 52 項目の水質検査を行います。

イ 検査回数

毎日検査項目及び水質基準項目の検査回数は、別表 2「水質検査実施一覧表」に記載するとおり行います。

(2)原水における水質検査項目と検査回数

ア 水質検査項目

水質基準項目のうち、消毒副生成物等を除いた項目(39 項目)を行います。

また、別表 2「水質検査実施一覧表」におけるクリプトスポリジウム等対策関連項目(以下「クリプトスポリジウム等^{※2}」という。)の検査も行います。

イ 検査回数

水質基準項目に記載する検査回数のとおり年 1 回行います。

また、クリプトスポリジウム等の指標菌^{※3}について、年 1 回の検査(予備検査)を行い、基準値を超えた場合はクリプトスポリジウム等の検査(本検査)を行います。

<参考>

※1 水質基準項目

「水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)」に規定する項目で、水道水の飲用に係る安全性及び水道水の利用上や機能上の障害を考慮した 52 項目について、それぞれ基準値が設定されています。

※2 クリプトスポリジウム等

クリプトスポリジウム及びジアルジアをいい、消毒剤である塩素に耐性を有する病原微生物です。

※3 指標菌

クリプトスポリジウム等による汚染の指標となる菌で、大腸菌及び嫌気性芽胞菌をいいます。

5 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、水源及び給水栓などの水質異常の内容とその範囲を正確に把握できる適切な場所から採水し、臨時の水質検査を行います。

- (1) 定期水質検査にて水質に異常を認めたととき。
- (2) 原因不明の色、濁り、臭気などが発生し水質が著しく悪化したとき。
- (3) 油類や各種廃液で水源が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- (4) 湧水や洪水などで水源に異常があったとき。
- (5) 水道施設で著しい汚濁があったとき。

なお、異常時の状況又は検査の結果、水道水の安全性に問題が生じると考えられる時は、水源からの取水停止又は給水制限などの処置を講じ、取水の再開又は給水制限の解除は、安全性が確認できた後に行います。

6 水質の検査方法

- (1) 毎日検査項目は、給水区域内の個人に検査を依頼して行います。
- (2) 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により行います。
- (3) クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査は、国土交通省が通知する「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法」により行います。
- (4) 毎日検査項目以外の検査は、原則、上下水道局浄水管理事務所又は水道GLP認定の水質検査機関に委託して行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果は、福井市上下水道局簡易水道課にて閲覧できるほか、福井市ホームページにて閲覧できます。

別表1 採水場所一覧表

【美山地区】

	施設名	採水場所	採水項目		
			原水	浄水	浄水（毎日）
1	下宇坂地区簡易水道	市波	○	○	○
		三万谷	○	○	○
		奈良瀬	○	○	○
2	下宇坂第二地区簡易水道	獺ヶ口		○	
		宇坂大谷	○		○
		小和清水			○
3	宇坂別所地区簡易水道	宇坂別所	○	○	○
4	間戸地区簡易水道	間戸	○	○	○
5	下薬師地区簡易水道	下薬師	○	○	○
6	大宮・縫原地区簡易水道	大宮			○
		縫原	○	○	○
7	南西俣地区簡易水道	南西俣	○	○	○
8	上薬師地区飲料水供給施設	上薬師	○	○	○
9	南宮地地区飲料水供給施設	南宮地	○	○	○
10	東俣地区飲料水供給施設	東俣	○	○	○
11	下味見地区簡易水道	西河原	○		
		東河原		○	○
		折立	○	○	○
12	上宇坂第二地区簡易水道	楯谷	○		
		品ヶ瀬		○	○
13	上宇坂第一地区簡易水道	小宇坂			○
		蔵作	○	○	○
14	東天田地区簡易水道	東天田	○	○	○
15	西天田地区飲料水供給施設	西天田	○	○	○
16	下吉山地区飲料水供給施設	下吉山	○	○	○
17	上吉山地区飲料水供給施設	上吉山	○	○	○
18	美山大谷飲料水供給施設	美山大谷	○	○	○
19	西中地区飲料水供給施設	西中	○	○	○
20	皿谷地区飲料水供給施設	皿谷	○	○	○
21	上味見地区簡易水道	南野津又	○		
		中手		○	○
22	神当部地区簡易水道	神当部	○	○	○
23	味見河内地区簡易水道	味見河内	○	○	○
24	西市布地区飲料水供給施設	西市布	○	○	○
	(箇所数)		27	27	30

【越廼地区】

	施設名	採水場所	採水項目		
			原水	浄水	浄水（毎日）
1	北部簡易水道	蒲生・菜崎	○	○	○
		大味	○	○	○
2	居倉地区簡易水道	居倉	○	○	○
3	城有地区簡易水道	第1配水池配水区	○		
		第2配水池配水区		○	○
4	浜北山地区飲料水供給施設	浜北山	○	○	○
5	八ツ俣地区飲料水供給施設	八ツ俣	○	○	○
	(箇所数)		6	6	6

別表2 水質検査実施一覧表

①毎日検査項目(給水栓水)

番号	水質検査項目	基準値	検査回数
1	色	異常なし	1回/日
2	濁り	異常なし	1回/日
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	1回/日

②水質基準項目(浄水・原水)

番号	水質検査項目	基準値	区分	検査回数			
				給水栓水			原水
				1回/年 (52項目)	1回/月 (9項目)	1回/3ヵ月 (30項目)※	1回/年 (39項目)
1	一般細菌	100個/mL以下	病原微生物	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと		○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	重金属類	○			○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		○			○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		○			○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		○			○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		○		○	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		○		○	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	無機物	○		○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		○		○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		○		○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		○		○	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		○			○
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		○			○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	有機物	○			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		○			○
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		○			○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		○			○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		○			○
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		○			
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	消毒副生成物	○		○	
22	塩素酸	0.6mg/L以下		○		○	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		○		○	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		○		○	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○		○	
26	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下		○		○	
27	臭素酸	0.01mg/L以下		○		○	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		○		○	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○		○	
30	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		○		○	
31	プロモホルム	0.09mg/L以下	○		○		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○		○		
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	着色	○			○
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		○		○	○
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		○		○	○
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	味	○			○
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		○			○
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着色	○			○
39	塩化物イオン	200mg/L以下	味・汚濁指標	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味	○		○	○
41	蒸留残留物	500mg/L以下		○		○	○
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡	○			○
43	ジオスミン	0.0001mg/L以下	カビ臭	○			○
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下		○			○
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡	○			○
46	フェノール類	0.005mg/L以下	臭気	○			○
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	味・汚濁指標	○	○	○	○
48	pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状	○	○	○	○
49	味	異常でないこと		○	○	○	○
50	臭気	異常でないこと		○	○	○	○
51	色度	5度以下		○	○	○	○
52	濁度	2度以下		○	○	○	○

※下味見地区簡易水道及び居倉地区簡易水道については、20を除く51項目とする

③クリプトスポリジウム等対策関連項目

番号	水質検査項目	基準値	検査回数
1	クリプトスポリジウム	0個/10L	必要に応じて
2	ジアルジア	0個/10L	必要に応じて
3	指標菌(大腸菌)	1.8MPN/100mL未満	1回/年
4	指標菌(嫌気性芽胞菌)	0個/20mL	1回/年